

第358回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（予算案件）

- 1 令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第1号）

（条例案件）

- 1 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例
- 2 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 3 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 4 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例
- 6 水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例

（その他案件）

- 1 兵庫県立但馬ドーム修繕工事請負契約の締結
- 2 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事請負契約の締結
- 3 主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事請負契約の締結

（諮問案件）

- 1 県営住宅入居許可処分に対する審査請求に関する諮問

解禁 ①ラジオ・テレビ・インターネット：5月26日(木)14:40(知事会見開始後)
②新聞：5月27日(金)朝刊 **【取扱注意】今後変動可能性あり**

作成年月日 令和 4年 5月 26日

作成部局名 財務部 財政課

令和4年度6月補正予算(緊急対策)案

～コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応と感染拡大防止の徹底～

令和 4年 5月 26日
兵 庫 県

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者や生活者への支援を緊急的に実施するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底する必要があることから、令和4年度6月補正予算(緊急対策)を編成

I 原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援 117億円

原油・原材料価格高騰による影響を緩和するため、中小規模の事業者等に対する事業継続への支援強化や原材料等調達コストの安定化を図るとともに、省エネ化・新事業展開等を支援

II 県民生活の安定化に向けた支援 8億円

物価高騰等に直面する生活困窮者・子育て世帯・ヤングケアラー・大学生等への支援を強化

III 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進 17億円

第6波の経験を踏まえた第7波への備えとして、自宅療養者への支援の拡充や4回目接種に向けたワクチン接種体制等を整備

補正予算規模

一般会計 142億円 (国庫 140億円、特定 2億円、一般 0.1億円)

施策体系別事業一覧（1 / 2）

（単位：百万円）

事業名	金額	国 庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
I 原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援	11,723	11,690	0	33	0	0	0
1 企業等の事業継続支援	11,269	11,269	0	0	0	0	0
① (新)原油価格・物価高騰対策一時支援金の支給	9,632	9,632	0	0	0	0	0
② 原油価格高騰関連中小企業者等への資金繰り支援	既定融資枠対応						
③ 中小企業への運転資金支援（制度融資貸付金）	既定融資枠対応						
④ (新)燃油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援	350	350	0	0	0	0	0
⑤ 地域公共交通新型ITツール対応型運行への支援	105	105	0	0	0	0	0
⑥ (新)生活衛生事業者に対する一時支援金の支給	100	100	0	0	0	0	0
⑦ (新)生活衛生事業者に対する相談支援	3	3	0	0	0	0	0
⑧ (参考)ふるさと応援！ひょうごを旅しよう キャンパス+（プラス）の期間延長・対象拡大	明許繰越予算を活用して対応						
⑨ (新)燃油価格高騰に対する施設園芸生産者の支援	15	15	0	0	0	0	0
⑩ (新)飼料価格高騰に対する畜産業者の支援	801	801	0	0	0	0	0
⑪ 県産木材価格高騰の影響を受ける工務店への支援	69	69	0	0	0	0	0
⑫ (新)木質バイオマス発電用燃料用材の安定調達の支援	103	103	0	0	0	0	0
⑬ (新)原油・資材価格高騰に対する漁業者の支援	75	75	0	0	0	0	0
⑭ (新)農業経営者の収入保険制度への加入促進	16	16	0	0	0	0	0
2 省エネ化・新事業展開への支援	454	421	0	33	0	0	0
① 中小企業等における新事業展開の支援	106	106	0	0	0	0	0
② (新)中小企業のサイバーセキュリティ対策の支援	5	5	0	0	0	0	0
③ 県産小麦産地の生産性向上の支援	33	0	0	33	0	0	0
④ 省エネ型農業転換支援事業	267	267	0	0	0	0	0
⑤ 県産農産物拡大応援事業の実施	38	38	0	0	0	0	0
⑥ 地域創生！再エネ発掘プロジェクト事業の実施	5	5	0	0	0	0	0

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上と合計が一致しない場合がある(次項以降も同様)

施策体系別事業一覧（2 / 2）

（単位：百万円）

事業名	金額	国 庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
II 県民生活の安定化に向けた支援	799	70	0	627	100	0	2
① 緊急生活福祉資金貸付原資の助成	354	0	0	354	0	0	0
② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給	31	0	0	31	0	0	0
③ 住居確保給付金の支給	6	0	0	4	0	0	2
④ (新)ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給	158	0	0	158	0	0	0
⑤ (新)子育て世帯生活支援特別給付金の支給	20	0	0	20	0	0	0
⑥ (新)生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォーム整備	60	0	0	60	0	0	0
⑦ (新)ヤングケアラーに対する配食支援	13	13	0	0	0	0	0
⑧ (新)障害者施設で製作された商品等の販売促進	10	10	0	0	0	0	0
⑨ (新)子ども食堂の運営支援	5	5	0	0	0	0	0
⑩ (新)学校給食費等の負担軽減に対する支援	6	6	0	0	0	0	0
⑪ (新)経済的に困窮する学生に対する生活支援	36	36	0	0	0	0	0
⑫ ウクライナ避難民への生活支援	50	0	0	0	50	0	0
⑬ ふるさとひょうご寄附基金への積立 (ウクライナ緊急支援プロジェクト分)	50	0	0	0	50	0	0
III 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進	1,730	546	1,073	0	111	0	0
1 医療提供体制・検査体制の充実	1,727	543	1,073	0	111	0	0
① 自宅療養者等への対応	139	0	139	0	0	0	0
② 検査機能の充実	493	493	0	0	0	0	0
③ (新)ワクチン接種体制等の整備	1,095	50	934	0	111	0	0
2 事業者の感染防止対策の強化	3	3	0	0	0	0	0
① タクシー事業者の感染防止対策への支援	3	3	0	0	0	0	0
合 計（全額、一般会計）	14,252	12,306	1,073	660	211	0	2

【新】 ■ 原油価格・物価高騰対策一時支援金：96億円

- **原油価格や原材料価格高騰等への対策**として、より支援の必要性・緊急性の高い売上の減少した**中小法人・個人事業主等に一時支援金**を支給
- 国制度(事業復活支援金)の支給を受けた事業者等を対象とすることで、**手続きの簡素化**と**迅速な支給**を実現し、**事業者の経済活動を下支え**

区分	内容	
対象業種	全業種	
支給対象	①事業復活支援金(国制度)の受給者 ②経営円滑化貸付(原油価格対策、原材料価格・エネルギーコスト対策)の利用者	
支給額	・①のうち、売上減少率が50%以上の者 ・②の者	・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者
	中小法人 30万円 個人事業主 15万円	中小法人 20万円 個人事業主 10万円
申請・支給時期(予定)	令和4年7月 受付開始 令和4年9月 支給完了	

【参考】国制度「事業復活支援金」

対象月(R3.11~R4.3月)の売上が、基準月の売上と比較して30%以上減少した者(地域・業種を問わない)

売上高減少率	個人	法人(年間売上高)		
		1億円以下	1~5億円	5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30~50%	30万円	60万円	90万円	150万円

■ 中小企業への資金繰り支援の強化：(既定融資枠対応)

- 原油価格高騰による影響を受ける事業者への融資要件緩和を継続(直近3ヶ月→1ヶ月)

対象資金	対象要件	利率	融資期間 (据置期間)	融資 限度額
経営円滑化貸付 (原油価格対策)	最近1ヶ月間※の売上高に占める原油等の平均 仕入価格の割合が前年同期より増加等	0.80%	10年 (2年)	1億円
同 (原材料価格・ エネルギー対策)	・最近1ヶ月間※の売上原価が前年同期比 10%以上増加 ・最近1ヶ月間※の売上総利益が前年同期 比で減少 等			

※緩和前：3ヶ月

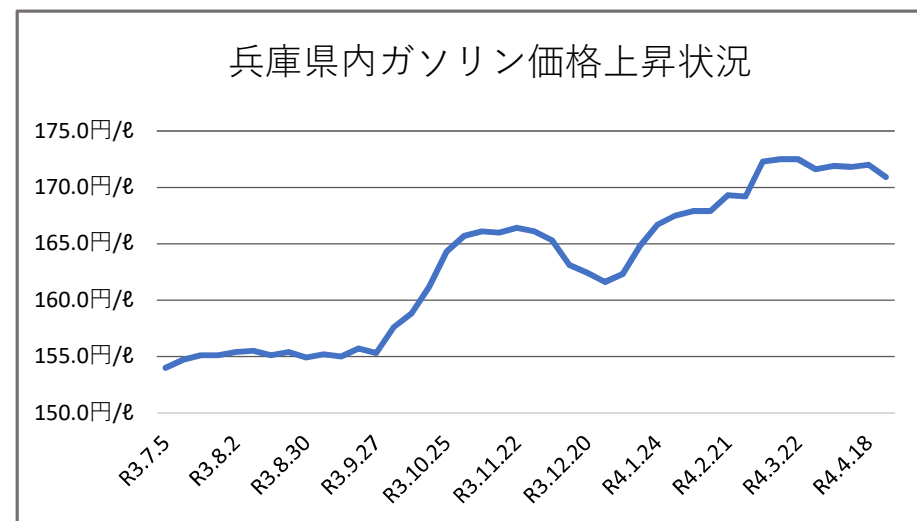
- 新型コロナウイルス感染症対策資金の延長

対象資金	融資実行期限	利率	融資期間 (据置期間)	融資限度額
① 新型コロナウイルス貸付	R4.10月末まで延長 (現行:R4.6月末)	0.70%	10年(2年)	2.8億円
② 経営活性化資金		金融機関所定	10年(1年) 以内	5,000万円
③ 借換等貸付		0.70%		2.8億円
④ 伴走型経営支援 特別貸付	R5.3月末まで	0.90%	10年(5年) 以内	6,000万円

【新】 ■ 燃油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援：3.5億円

- 公共交通等事業者に対し、一時支援金を支給

事業者	支給単価
トラック	7,000円/台
路線バス	7,000円/台
地域鉄道	24,000円/両
生活航路	64,000円/隻
タクシー	4,000円/台



(出典：給油所小売価格調査(資源I社"-庁))

■ 地域公共交通における便数に配慮した運行を支援：1.1億円

- コロナ禍や燃油価格高騰の中、便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援

- ・ 補助対象 路線バス事業者、地域鉄道事業者、生活航路事業者
- ・ 補助期間 1ヶ月間

※別途、国による1ヶ月の支援とあわせて2ヶ月間を支援

■ 農林水産事業者への支援：10.6億円

- 燃油価格高騰等によるコスト増加を緩和するため、業種に応じて必要な支援を実施

対象業種	支援内容・対象経費等	予算額
農業 (施設園芸)	【新】 ・ 燃油高騰に対する省エネ機器等の導入支援 (ヒートポンプ、二重カーテンの整備等) ※ 別途、「省エネ化・新事業展開の支援(P13参照)」等を実施 (3億円)	1,500万円
畜産業	【新】 ・ 穀物の国際価格高騰等による飼料価格高騰に対する支援 【新】 ・ 飼料の自給生産に必要な機器導入等の支援	8.0億円
林業	ウッドショックによる木材価格高騰に対する支援 ・ 県内工務店に対し、住宅新築時等の県産木材使用割合に応じた住宅の建築・リフォーム工事費の支援 【新】 ・ 木質バイオマス発電用チップ製造のための燃料用材の調達コストを支援	1.7億円
漁業	【新】 ・ 石油系漁業資材(漁網、ロープ等)購入経費の価格高騰に対する支援	7,500万円

- 原油価格高騰等に対し、国の施策を含め業種ごとに幅広く支援を展開

県支援

国支援

業種	原油・飼料高騰対策	その他緊急支援
農業 (施設園芸)	<p>国：施設園芸セーフティネット (燃料費高騰に対する補填)</p>	<p>県：施設園芸省エネ機器導入促進事業</p> <p>国：産地生産基盤パワーアップ事業 (農業機械・集荷施設等整備支援)</p>
畜産業	<p>県：飼料価格高騰畜産経営支援事業 (価格高騰に対する一時支援金)</p> <p>国：配合飼料価格安定制度 (価格高騰に対する補填)</p>	<p>県：飼料価格高騰畜産経営支援事業 (自給飼料増産機器の導入支援)</p> <p>国：畜産クラスター事業 (高付加価値化機器の導入支援)</p>
林業	<p>県：県産木材価格高騰対策事業 (住宅用木材価格高騰に対する支援)</p>	<p>国：国産材転換支援緊急対策事業 (外材からの転換支援)</p>
漁業	<p>国：漁業経営セーフティネット (燃油価格高騰に対する補填)</p>	<p>県：石油系資材価格高騰対策事業(一時支援金)</p> <p>国：水産業競争力強化緊急事業(機器導入支援)</p>

【新】 ■ **生活衛生事業者**に対する支援：1.1億円

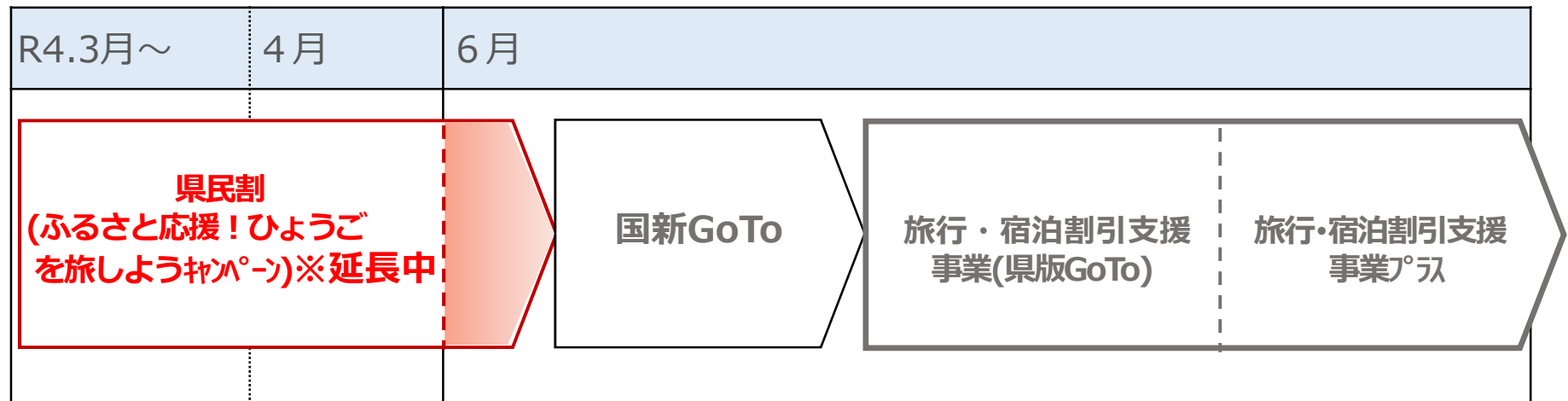
- ボイラー等に使用する燃油の高騰の影響が大きい業種に対し、一時支援金を支給：1億円

対象業種	支給単価
クリーニング店 (取次店除く)	5万円/店舗
一般公衆浴場事業者	10万円/店舗

- 経営上の課題に対する相談を支援：300万円
 - ・ 原材料費等上昇分の円滑な価格転嫁などに対する専門家派遣経費を支援
- 支援内容 経営コンサルタント、税理士等の専門家派遣経費
- 対象業種 理・美容業、クリーニング業、公衆浴場業 等

■ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン+（プラス）の 期間延長・対象拡大

- 県内の旅行・宿泊の割引を支援する「ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン+（プラス）」について、キャンペーン期間を**6月1日～6月30日まで延長**
- 対象地域を兵庫県民に加え**8府県に拡大**
(滋賀県・京都府・大阪府・和歌山県・鳥取県・岡山県・徳島県・香川県)
- ワクチン接種要件 3回接種または検査陰性



(夏休み期間及び年末年始は除く)

これらの継続した事業実施により、約550万泊分の支援を目指す

■ 中小企業等における新事業展開の支援：1.1億円

- 原油価格等の高騰に対応するために実施する**省エネ設備の導入による**ビジネスモデル転換等のための**特別枠を創設**

区 分	現行(R3.12月補正)	原油価格・物価高騰等緊急対策枠(R4.6月補正)
対 象 者	対象3ヶ月の売上高が、基準3ヶ月と比較して10%以上減少等 ※コロナ前後で比較	対象 1ヶ月 の売上高が、基準 1ヶ月 と比較して10%以上減等 ※ R4.1月以降とR3年以前で比較
補助金額	事業費	
	50万円以上～70万円未満	補助金額 35万円
	70万円以上～100万円未満	50万円
	100万円以上～150万円未満	75万円
対象経費	建物改修費、設備費、システム購入費 等	省エネ設備導入費が50%以上

【新】

■ 中小企業等における**サイバーセキュリティ対策**の強化：500万円

- 国際情勢の緊張等により中小企業へのサイバー攻撃が深刻化していることから、既存の各種支援制度へ繋ぐため、最も入口段階の「気づき」を支援

	今 回 対 策	既 存 支 援 策		
ステップ	気 づ き	学 び	相 談	実 装
内 容	【県】 攻撃の脅威や対策の必要性、各種支援施策を紹介・啓発（PR動画、チラシ作成等）	【県(県警)】 商工会議所等と連携したセミナー実施	【国・県等】 中小企業119 経営専門家派遣 ITアドバイザー設置等	【国】 セキュリティ対策サービス利用料支援 ・補助率1/2 ・補助額 最大100万円

■省エネ型農業への転換支援：2.7億円

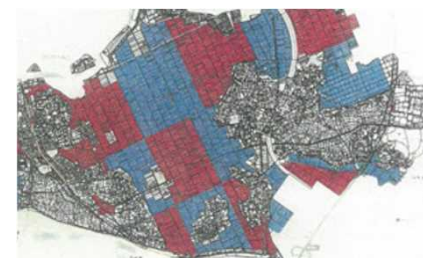
- 原油価格高騰に対応するため、省エネ型農業への転換を支援
 - ・対象者 農業法人、定年帰農者等のうち、省エネ生産に取り組む者
 - ・対象施設 園芸用ハウス、附帯設備・機械(**省エネ生産に資する機器等の導入必須**)

■県産小麦産地の生産性向上支援：3,300万円

- 県産小麦産地における作付けの団地化や営農技術・機械の導入等を支援

対象経費	補助単価
①団地化に向けた協議等の支援	10万円
②営農技術導入支援	15万円/ha
③機械・施設導入支援	導入経費の1/2
④生産拡大支援 ※②又は③とあわせて実施する場合	10万円/ha

(団地化の推進)



(技術・機械の導入)



【新】 ■ 低所得子育て世帯等に対する支援：1.8億円

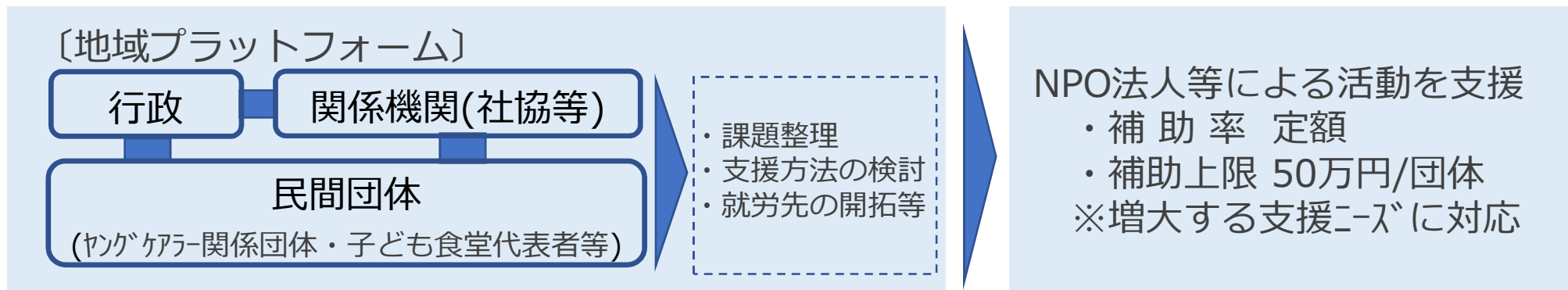
- 食費等の物価高騰等に直面する低所得者に対して、実情を踏まえた生活支援を実施

支援金等の名称	概 要
ひとり親世帯生活支援特別給付金	<p>低所得のひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支給対象 児童扶養手当受給者等 ○支給金額 児童1人あたり5万円
子育て世帯生活支援特別給付金	<p>低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施主体 市町(国から市町への直接補助) ※県は広報活動、市町へのデータ提供 等 ○支給対象 児童手当又は特別児童扶養手当を受給かつ住民税均等割非課税世帯 等 ○支給金額 児童1人あたり5万円

※ 手当受給世帯については、プッシュ型給付により申請がなくても給付

【新】 ■ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームの整備：6,000万円

- 県又は市において地域プラットフォームを整備し、官民連携による地域の困窮者を支援



【新】 ■ ヤングケアラーに対する配食支援：1,300万円

- **物価高騰等により支援の必要性が増大**するヤングケアラーとその家族に対して、配食サービス事業者による支援をモデル事業として実施
 - ・ 支援対象 配食支援により負担軽減が見込まれるヤングケアラーとその家族
 - ・ 支援内容 県社会福祉士会が作成する支援プランに基づく配食サービスを提供(週1回、3ヶ月程度)

【新】 ■ 障害者施設で製作された商品等の販売促進：1,000万円

- **原材料費の増加による工賃への影響を軽減**するため、授産商品の販売力を強化
 - ・ 元町駅周辺にアンテナショップを設置(R4.8月～R5.1月)
 - ・ インターネットショップ「+NUKUMORI」の送料無料化(現行：税込3,000円以上のみ)

【新】 ■ 子ども食堂に対する運営費の支援：500万円

- 物価高騰等により増加する食材費を支援
 - ・ 補助要件 R4.6月～R5.3月に10回以上開催(概ね月1～2回程度)
 - ・ 補助額 月1回開催：1万円/団体 、 月2回開催：2万円/団体

【新】 ■ 学校給食費等の負担軽減に対する支援：600万円

- 物価高騰等に伴う給食費増額による保護者負担を軽減
 - ・ 実施内容 給食費の増額分を保護者等に補助
 - ・ 対象校 県立学校のうち給食等実施校(特別支援学校、定時制高校)

【新】 ■ 経済的に困窮する学生に対する生活支援：3,600万円

- 物価高騰等により経済的に困窮する学生を支援するため、大学等と連携し、食料品等を支給
 - ・ 補助対象 大学、短期大学、専修学校(専門課程)
 - ・ 補助額 大学等が独自に実施する支援に必要な経費の1/2

申請期間が**令和4年8月末まで**延長された国制度による各支援金等の予算を計上し、**生活困窮者等への切れ目のない支援**を実施

支援金等の名称	概要	拡充内容
緊急生活福祉資金 (貸付)	一時的な資金が必要な方への緊急貸付 ①緊急小口資金 最大20万円(償還2年、据置1年) ②総合支援資金 最大20万円/月(償還10年、据置1年) ※最大3カ月	①②について、申請期間を 令和4年8月末まで延長 ※現行 令和4年6月末まで
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	緊急生活福祉資金の貸付が終了し、一定の所得要件等を満たす世帯に対し、自立支援金を支給 ○単身世帯 6万円/月、2人世帯 8万円/月 等 ※最大6カ月	①について、申請期間を 令和4年8月末まで延長 ※現行 令和4年6月末まで + 求職活動要件の緩和※
住居確保給付金	一定の所得要件等を満たし、休業等による収入減少により、住居を失うおそれがある方に家賃相当の給付金を支給 ○単身世帯 3万9,000円 等 ※最大12カ月+再支給3ヶ月	①について、コロナ特例再支給分の申請期間を 令和4年8月末まで延長 ※現行 令和4年6月末まで + 求職活動要件の緩和※

※求職活動要件の緩和：職業相談 月2回以上→月1回 等

■ 自宅療養者等への対応：1.4億円

- 【新】○ 自宅療養者等相談支援センター(健康相談、医療機関案内、生活支援対応等)の充実：6,700万円
※リーダー看護師の配置、パルスオキシメーターの直接配送等による迅速化 等
- 【新】○ 自宅療養者等の**個別ニーズに応じて市町が独自に実施**するサービスを支援：7,200万円

■ 高齢者施設等における感染拡大防止：4.4億円

- 高齢者施設等の従事者に対する公費による検査の延長(~R4.9月)：4.4億円
※高齢者施設等における検査回数等の見直し
 - ・回数 月2回程度 → 月4回程度
 - ・方法 PCR検査 → 抗原定性検査**（ 追加の株の特性を踏まえた頻度の見直しと検査の迅速化 ）**
- 【新】○ 高齢者施設等の**管理者や医療関係者等に対する研修**の実施：100万円
 - ・研修内容 感染症発生時の初動対応・感染制御、事例紹介等

■ ワクチン接種体制等の整備：11億円

- 【新】○ 県内大学等に対し、団体接種の実施に必要な経費を**国に上乗せ**して支援：5,000万円
 - ・補助対象 大学、短期大学、専修学校等
 - ・補助金額 上限1,000円×接種回数(同額を国からも助成)
 - ・対象経費 大規模接種会場への送迎費用 等
- 【新】○ **4回目接種の実施**に向けたワクチン接種体制等の整備：10.5億円 ※詳細は次頁

- 県大規模接種会場において、4回目のワクチン接種を実施

区分	3回目接種	4回目接種
対象	2回目接種から5ヶ月以上経過する18歳以上の方	3回目接種から5ヶ月以上経過した ①60歳以上の方 ②18歳以上で基礎疾患を有する方 その他重症化リスクが高いと医師が認める方
期間	R4.1.14～R4.8月	R4.6月中旬～R4.8月
会場	旧 西宮市にしきた接種会場、旧 姫路市文化センター	
規模	約2,000人/日	約1,000人/日

■ 武田社製ワクチン(ノババックス)の接種開始(R4.6.1～)

- ・ 特徴 アルギン酸ナトリウム等によりファイザー社製やモデルナ社製を接種できない方も接種可能、国内製造
- ・ 設置場所 県内2カ所
(旧 姫路市文化センター(県大規模接種姫路会場)、神戸市内の医療機関(非公表))
- ・ 接種規模 週100回程度

■ ウクライナ緊急支援プロジェクトへの寄附金を活用したウクライナ避難民の支援：5,000万円

- ひょうごウクライナ避難民生活支援金：4,500万円
 - ・ 生活準備のための一時滞在支援：20万円/世帯
 - ・ 生活開始のための一時金支給：50万円/世帯
 - ・ 生活費（食費含む）：144万円/世帯
- 避難民への日常生活支援：300万円
 - ・ 外国人支援団体等に支援コーディネーター業務を委託
 - ・ 各種支援機関・市町等と調整を図り、避難民への日常支援（通訳含む）を実施
- ひょうごウクライナ避難民支援サイトの開設：200万円
 - ・ 県・市町・企業等による公民連携の支援体制を構築(R4.4.28開設済)

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額																							
I 原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援		11,723,000																							
(1) 企業等の事業継続支援		11,269,000																							
新 ① 原油価格・物価高騰対策一時支援金の支給	<p>原油価格等の高騰を受け経営が逼迫する中小法人・個人事業主等を支援するため、一時支援金を支給</p> <p>○事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象業種</td> <td colspan="2">全業種</td> </tr> <tr> <td>支給対象</td> <td colspan="2">①事業復活支援金(国制度)の受給者 ②経営円滑化貸付(原油価格対策、原材料価格・エネルギーコスト対策)の利用者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>・①のうち、売上減少率が50%以上の者 ・②の者</td> <td>・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者</td> </tr> <tr> <td>中小法人 30万円 個人事業主 15万円</td> <td>中小法人 20万円 個人事業主 10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○支給時期 R4.7月受付開始、R4.9月支給完了(予定)</p>	区分	内容		対象業種	全業種		支給対象	①事業復活支援金(国制度)の受給者 ②経営円滑化貸付(原油価格対策、原材料価格・エネルギーコスト対策)の利用者		支給額	・①のうち、売上減少率が50%以上の者 ・②の者	・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者	中小法人 30万円 個人事業主 15万円	中小法人 20万円 個人事業主 10万円	9,632,000									
区分	内容																								
対象業種	全業種																								
支給対象	①事業復活支援金(国制度)の受給者 ②経営円滑化貸付(原油価格対策、原材料価格・エネルギーコスト対策)の利用者																								
支給額	・①のうち、売上減少率が50%以上の者 ・②の者	・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者																							
	中小法人 30万円 個人事業主 15万円	中小法人 20万円 個人事業主 10万円																							
② 原油価格高騰関連中小企業への資金繰り支援	<p>原油価格高騰による原油仕入価格や原材料調達コスト増加の影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援</p> <p>○実施内容 融資要件の緩和(継続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営円滑化貸付(原油価格対策)</td> <td>最近1ヶ月間※の売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期より増加等</td> </tr> <tr> <td>同(原材料価格・エネルギーコスト対策)</td> <td>・最近1ヶ月間※の売上原価が前年同期比10%以上増加 ・最近1ヶ月間※の売上総利益が前年同期比で減少等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※緩和前 3ヶ月</p>	区分	対象要件	経営円滑化貸付(原油価格対策)	最近1ヶ月間※の売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期より増加等	同(原材料価格・エネルギーコスト対策)	・最近1ヶ月間※の売上原価が前年同期比10%以上増加 ・最近1ヶ月間※の売上総利益が前年同期比で減少等	(既定融資枠対応)																	
区分	対象要件																								
経営円滑化貸付(原油価格対策)	最近1ヶ月間※の売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期より増加等																								
同(原材料価格・エネルギーコスト対策)	・最近1ヶ月間※の売上原価が前年同期比10%以上増加 ・最近1ヶ月間※の売上総利益が前年同期比で減少等																								
③ 中小企業への運転資金支援	<p>セーフティネット保証4号の指定期間が延長されることから、新型コロナウイルス対策貸付、経営活性化資金及び借換等貸付の融資実行期限をR4.6月末からR4.10月末まで延長</p> <p>○実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>融資実行期限</th> <th>利率</th> <th>融資期間(据置期間)</th> <th>融資限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型コロナウイルス対策貸付</td> <td rowspan="3">(延長) R4.10月末まで</td> <td>0.70%</td> <td>10年(2年)</td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td>経営活性化資金</td> <td>金融機関所定</td> <td>10年(1年)以内</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>借換等貸付</td> <td>0.70%</td> <td></td> <td>2.8億円</td> </tr> <tr> <td>伴走型経営支援特別貸付</td> <td>R5.3月末まで</td> <td>0.90%</td> <td>10年(5年)以内</td> <td>6,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	融資実行期限	利率	融資期間(据置期間)	融資限度額	新型コロナウイルス対策貸付	(延長) R4.10月末まで	0.70%	10年(2年)	2.8億円	経営活性化資金	金融機関所定	10年(1年)以内	5,000万円	借換等貸付	0.70%		2.8億円	伴走型経営支援特別貸付	R5.3月末まで	0.90%	10年(5年)以内	6,000万円	(既定融資枠対応)
資金名	融資実行期限	利率	融資期間(据置期間)	融資限度額																					
新型コロナウイルス対策貸付	(延長) R4.10月末まで	0.70%	10年(2年)	2.8億円																					
経営活性化資金		金融機関所定	10年(1年)以内	5,000万円																					
借換等貸付		0.70%		2.8億円																					
伴走型経営支援特別貸付	R5.3月末まで	0.90%	10年(5年)以内	6,000万円																					
新 ④ 燃油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援	<p>公共交通等事業者に対し燃油価格高騰に対する一時支援金を支給</p> <p>○支援単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>支給単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラック</td> <td>7,000円/台</td> </tr> <tr> <td>路線バス</td> <td>7,000円/台</td> </tr> <tr> <td>地域鉄道</td> <td>24,000円/両</td> </tr> <tr> <td>生活航路</td> <td>64,000円/隻</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>4,000円/台</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	支給単価	トラック	7,000円/台	路線バス	7,000円/台	地域鉄道	24,000円/両	生活航路	64,000円/隻	タクシー	4,000円/台	350,000											
事業者	支給単価																								
トラック	7,000円/台																								
路線バス	7,000円/台																								
地域鉄道	24,000円/両																								
生活航路	64,000円/隻																								
タクシー	4,000円/台																								

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額															
新 ⑤ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行への支援	コロナ禍や燃油価格高騰の中、便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援 ○補助対象 路線バス事業者、地域鉄道事業者、生活航路事業者 ○負担割合 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間 1ヶ月間 ※別途、国支援分1ヶ月間とあわせて2ヶ月間	105,000															
新 ⑥ 燃油価格高騰に対する生活衛生事業者への支援	ボイラー等に使用する燃油の高騰の影響が大きい業種に対し、一時支援金を支給 ○支給単価 クリーニング店(取次店除く) 5万円/店舗 一般公衆浴場事業者 10万円/店舗	100,000															
新 ⑦ 生活衛生事業者に対する相談支援	原材料費等上昇分の円滑な価格転嫁などの経営上の課題に対応できるよう、専門家による相談支援を実施 ○支援内容 経営コンサル、税理士等の専門家派遣経費を支援 ○対象業種 理・美容業、クリーニング業、公衆浴場業 等 ○実施主体 (公財)兵庫県生活衛生営業指導センター	3,000															
(参考) ⑧ ふるさと応援!ひょうごを旅しようキャンペーン+ (プラス)の期間延長・対象拡大(R3.2月補正事業)	県内の旅行・宿泊の割引を支援する「ふるさと応援!ひょうごを旅しようキャンペーン+ (プラス)」について、キャンペーン期間を6月1日~6月30日まで延長 ○対象地域を兵庫県民に加え8府県に拡大 (滋賀県・京都府・大阪府・和歌山県・鳥取県・岡山県・徳島県・香川県) ○ワクチン接種要件 3回接種または検査陰性 (参考) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">R3年度</th> <th colspan="3">R4年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th colspan="3">6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふるさと応援!ひょうごを旅しようキャンペーン</td> <td>(延長中)</td> <td>国新GoTo</td> <td>旅行・宿泊割引支援</td> <td>旅行・宿泊割引支援プラス</td> </tr> </tbody> </table> →これらの継続した事業実施により、約550万泊分の支援を目指す	R3年度		R4年度			3月	4月	6月			ふるさと応援!ひょうごを旅しようキャンペーン	(延長中)	国新GoTo	旅行・宿泊割引支援	旅行・宿泊割引支援プラス	(明許繰越予算を活用)
R3年度		R4年度															
3月	4月	6月															
ふるさと応援!ひょうごを旅しようキャンペーン	(延長中)	国新GoTo	旅行・宿泊割引支援	旅行・宿泊割引支援プラス													
新 ⑨ 燃油価格高騰に対する施設園芸生産者の支援	燃油価格高騰により影響を受けている施設園芸生産者に対し、省エネ機器等の導入を支援 ○補助対象 JA、市町、農業者組織等 ○補助内容 ヒートポンプ、二重カーテン等の整備経費 ○補助率 1/2	15,000															
新 ⑩ 飼料価格高騰に対する畜産業者の支援	穀物の国際価格高騰や輸送コスト上昇等による飼料経費負担増への対応のため、県内畜産農家等を支援	801,000															
(a) 一時支援金の支給	飼料価格高騰により影響を受ける県内畜産農家に対し、一時支援金を支給 ○事業主体 県配合飼料価格安定基金協会 等 ○支給額 R3年度とR2年度の平均価格差の1/2相当	786,000															
(b) 自給飼料の増産支援	県内畜産農家等が自ら実施する飼料生産等を支援 ○補助内容 飼料生産等に必要の機器の導入経費 ○補助率 1/2	15,000															

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位：千円)

事業名		事業内容	金額												
新	⑪ 県産木材価格高騰の影響を受ける工務店への支援	ウッドショック(輸入木材の供給不足等に起因して木材需給が逼迫する状況)による国産木材価格高騰に起因した住宅着工戸数の減少で影響を受ける工務店を支援 ○事業主体 ひょうご森づくりサポートセンター ○補助対象 県内に事業所を有する工務店 ○補助要件 県産木材を30%以上使用する住宅の新築工事 内装に県産木材を30㎡以上使用する住宅リフォーム工事 ○補助単価 新 築：30万円～80万円 リフォーム：20万円	69,000												
	⑫ 木質バイオマス発電用燃料用材の安定調達の支援	ウッドショックによる燃料用材の価格高騰に対応するため、一時支援金を支給 ○補助対象 バイオマス発電用チップ生産者 ○補助内容 調達コスト高騰額の1/2相当	103,000												
	⑬ 原油・資材価格高騰に対する漁業者の支援	石油系漁業資材(漁網、ロープ等)の価格高騰に対応するため、一時支援金を支給 ○事業主体 県漁業協同組合連合会 ○補助対象 漁業経営セーフティネット加入者 ○支給額 石油系漁業資材価格高騰額の1/2相当	75,000												
	⑭ 農業経営者の収入保険制度への加入促進	原油・飼料価格高騰の影響を受ける農業者に対し、不測の事態による収入減少に備えるため、安定的な農業経営を支援 ○対象経費 収入保険に新規加入する際の保険料 ○補助率 1/2 (参考) 保険の概要 ・事業主体 県農業共済組合 ・加入対象 青色申告を行っている農業者 ・対象収入 保険期間中に生産・販売する農産物の販売収入全体	16,000												
(2)省エネ化・新事業展開への支援			454,000												
新	① 中小企業等における新事業展開の支援	原油価格等の高騰に対応するために実施するビジネスモデル転換等のための特別枠を創設 ○事業内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行 (R3.12月補正)</th> <th>原油価格・物価高騰等 緊急対策枠(R4.6月補正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>対象月の売上高が、基準月と比較して10%以上減少等 ※コロナ前後で比較</td> <td>対象月の売上高が、基準月と比較して10%以上減少等 ※R4.1月以降とR3年以前で比較</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>建物改修費、設備費、システム購入費、広告宣伝費等</td> <td>左記に加え、省エネ設備等導入費(全体経費の50%以上を占めることが必要)</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>35万円、50万円、75万円 ※事業費に応じて定額</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行 (R3.12月補正)	原油価格・物価高騰等 緊急対策枠(R4.6月補正)	対象者	対象月の売上高が、基準月と比較して10%以上減少等 ※コロナ前後で比較	対象月の売上高が、基準月と比較して10%以上減少等 ※R4.1月以降とR3年以前で比較	対象経費	建物改修費、設備費、システム購入費、広告宣伝費等	左記に加え、省エネ設備等導入費(全体経費の50%以上を占めることが必要)	補助金額	35万円、50万円、75万円 ※事業費に応じて定額	同左	106,000
	区分	現行 (R3.12月補正)	原油価格・物価高騰等 緊急対策枠(R4.6月補正)												
対象者	対象月の売上高が、基準月と比較して10%以上減少等 ※コロナ前後で比較	対象月の売上高が、基準月と比較して10%以上減少等 ※R4.1月以降とR3年以前で比較													
対象経費	建物改修費、設備費、システム購入費、広告宣伝費等	左記に加え、省エネ設備等導入費(全体経費の50%以上を占めることが必要)													
補助金額	35万円、50万円、75万円 ※事業費に応じて定額	同左													
② 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策の強化	国・県・関係団体等が実施する既存の各種施策に繋ぐための意識啓発を実施 ○実施内容 PR動画・チラシ作成 ○啓発内容 攻撃の脅威や対策の必要性、国等の各種支援策の紹介など ○広報手法 団体※HP・会報への掲載、DM送付等 ※県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県中小企業家同友会	5,000													

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額																										
③ 県産小麦産地の生産性向上の支援	<p>輸入依存度が高い小麦の安定供給体制を強化するため、県産小麦産地における作付けの団地化や営農技術・機械の導入等を支援</p> <p>○補助対象 地域農業再生協議会等</p> <p>○補助内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①団地化に向けた協議等の支援</td> <td>定額</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>②営農技術導入支援</td> <td>定額</td> <td>15万円/ha</td> </tr> <tr> <td>③機械・施設導入支援</td> <td>1/2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④生産拡大支援</td> <td>定額</td> <td>10万円/ha</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※②又は③とあわせて実施する場合</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	補助率	補助単価	①団地化に向けた協議等の支援	定額	10万円	②営農技術導入支援	定額	15万円/ha	③機械・施設導入支援	1/2	-	④生産拡大支援	定額	10万円/ha	※②又は③とあわせて実施する場合			33,000								
対象経費	補助率	補助単価																										
①団地化に向けた協議等の支援	定額	10万円																										
②営農技術導入支援	定額	15万円/ha																										
③機械・施設導入支援	1/2	-																										
④生産拡大支援	定額	10万円/ha																										
※②又は③とあわせて実施する場合																												
④ 省エネ型農業への転換支援	<p>原油価格高騰に対応するため、農業施設貸与事業に特別枠を創設</p> <p>○事業主体 JA・市町等</p> <p>○補助内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行(R4当初)</th> <th>特別枠(R4.6月補正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>農業法人、定年帰農者等(50~70歳)等</td> <td>左記に加え、省エネ生産に取り組む者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>園芸用ハウス、附帯設備・機械等整備費</td> <td>左記に加え、省エネ生産に資する機器等の導入が必須</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助率</td> <td>区分</td> <td>施設</td> <td>農業用機械</td> </tr> <tr> <td>新規就農者</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>定年帰農者</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>農業法人等</td> <td>1/3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">同左</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行(R4当初)	特別枠(R4.6月補正)	対象者	農業法人、定年帰農者等(50~70歳)等	左記に加え、省エネ生産に取り組む者	対象経費	園芸用ハウス、附帯設備・機械等整備費	左記に加え、省エネ生産に資する機器等の導入が必須	補助率	区分	施設	農業用機械	新規就農者	1/2	1/3	定年帰農者	1/3	1/3	農業法人等	1/3	-			同左		267,000
区分	現行(R4当初)	特別枠(R4.6月補正)																										
対象者	農業法人、定年帰農者等(50~70歳)等	左記に加え、省エネ生産に取り組む者																										
対象経費	園芸用ハウス、附帯設備・機械等整備費	左記に加え、省エネ生産に資する機器等の導入が必須																										
補助率	区分	施設	農業用機械																									
	新規就農者	1/2	1/3																									
	定年帰農者	1/3	1/3																									
	農業法人等	1/3	-																									
		同左																										
⑤ 県産農産物拡大応援事業の実施	<p>輸入穀物等の価格高騰により県内事業者から増産要望が多い麦・大豆・飼料用米等に転換を図る農業者を支援</p> <p>○補助対象 麦・大豆・飼料用米等を新たに作付けする農業者</p> <p>○補助内容 新たに作付けした面積に応じた補助</p> <p>○補助額 5万円/ha</p> <p>※県が補助する場合、同額を国から直接支援</p>	38,000																										
⑥ 地域創生！再エネ発掘プロジェクト	<p>原油価格の影響を受けにくい地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入に必要な調査費等を支援</p> <p>○事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>導入検討</th> <th>事業性判断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費</td> <td>検討会、現地調査等</td> <td>事業性評価に必要な調査等(地質調査等)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>定額</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	導入検討	事業性判断	対象経費	検討会、現地調査等	事業性評価に必要な調査等(地質調査等)	補助率	定額	1/2	5,000																	
区分	導入検討	事業性判断																										
対象経費	検討会、現地調査等	事業性評価に必要な調査等(地質調査等)																										
補助率	定額	1/2																										
II 県民生活の安定化に向けた支援		799,000																										
① 緊急生活福祉資金貸付原資の助成	<p>一時的な資金が必要な方への緊急貸付等を実施するための貸付原資を助成(申請期間の延長)</p> <p>○貸付上限額 緊急小口資金 最大20万円(償還2年、据置1年)</p> <p>総合支援資金 最大20万円/月(最大3カ月)</p> <p>(償還10年、据置1年)</p> <p>○申請期間 [現行]~R4.6月末 [今回]~R4.8月末</p>	354,000 (全額国庫)																										
② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 ※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施	<p>生活福祉資金(総合支援資金)の貸付が終了する世帯に対し、生活困窮者自立支援金を支給(申請期間の延長及び求職要件の緩和)</p> <p>○支給金額 単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円</p> <p>○申請期間 [現行]~R4.6月末 [今回]~R4.8月末</p> <p>○支給期間 最大6カ月(初回3カ月、再支給3カ月)(※)</p> <p>※R4.8月までに初回3カ月分の支給が終了する場合のみ再支給可能</p> <p>○求職要件の緩和</p> <p>職業相談 月2回以上→月1回以上</p> <p>企業への応募 週1回以上→月1回以上</p>	31,000 (全額国庫)																										

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
③ 住居確保給付金の支給 ※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施	休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者へ家賃相当の住居確保給付金を支給(コロナ特例再支給の申請期間延長及び求職要件の緩和) ○支給対象 離職、廃業から2年以内の者等 ○申請期間 [現行]~R4.6月末 [今回]~R4.8月末 ○支給期間 原則3カ月、最長12カ月(R3.3月末までの申請者に限る) +3カ月再支給(R4.8月末までの申請者に限る) ○求職要件の緩和 上段②と同様	6,000 (一部、国庫)
新④ ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給 ※福祉事務所設置市以外の町分を県が実施	低所得のひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給 ○支給対象 児童扶養手当受給者等 ○支給金額 児童1人あたり5万円	158,000 (全額国庫)
新⑤ 子育て世帯生活支援特別給付金の支給	低所得のひとり親世帯(上段④)以外の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給 ○実施主体 市町(事業本体は国から市町への直接補助) ※県は広報活動、市町へのデータ提供等 ○支給対象 児童手当又は特別児童扶養手当を受給かつ住民税均等割非課税世帯等 ○支給金額 児童1人あたり5万円	20,000 (全額国庫)
新⑥ 生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォームの整備	官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、NPO法人等の活動を支援 ※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用 ○国庫補助率 10/10 ○所要額 県事業: 500万円 市町補助金: 5,500万円(県予算を通じて交付)	60,000 (全額国庫)
(a) 地域プラットフォームの設置	生活困窮者支援の実情・課題整理、連携体制や支援方法、就労先の開拓等の検討 ○構成員 行政、関係機関(社会福祉協議会等)、民間団体(ヤングケアラー関係団体、こども食堂代表者等)	500
(b) NPO法人等の活動支援	支援ニーズの増大に対応したNPO法人等に対する活動経費を支援 ○補助率 定額 ○補助上限 50万円/団体	4,500
新⑦ ヤングケアラーに対する配食支援	物価高騰等により支援の必要性が増大しているヤングケアラー及びその家族に対する配食支援をモデル事業として実施 ○支援対象 配食支援により負担軽減が見込まれるヤングケアラーとその家族 ○支援内容 県社会福祉士会が作成する支援プランに基づく配食サービスを提供(週1回、3ヶ月程度)	13,000
新⑧ 障害者施設の授産商品認知度向上による販売促進	原材料費の増加による工賃への影響を軽減するため、障害者施設で制作した授産商品の販売力を強化 ※(特非)兵庫セルフセンターに委託	10,000
(a) アンテナショップの設置	県内の授産商品(菓子・雑貨等)を一括して販売するアンテナショップを神戸に設置 ○設置期間 R4.8月~R5.1月(予定) ○設置場所 元町駅周辺	8,000

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
(b) 授産商品販売イベントの開催	県内各地のにぎわいの場において、複数の障害福祉サービス事業所による授産商品販売イベントを開催 ○実施箇所 県内10カ所程度(道の駅、公園等)	1,500
(c) インターネットショップ「+NUKUMORI」の販売強化	「+NUKUMORI」の販売強化のため購入金額を問わず送料を無料化 ○実施期間 R4.7月～R5.3月(予定) ※現行:3,000円以上(税込)は無料	500
新⑨ 子ども食堂の運営支援	経済的な理由により十分に食事がとれない子どもたちを支援する子ども食堂に対し、物価高騰等により増加が見込まれる食材費等を支援 ○対象経費 食材費等 ○補助要件 R4.6月～R5.3月に10回以上開催(月1～2回程度) ○補助率 定額 ○補助額 月1回開催:1万円/団体、月2回開催:2万円/団体	5,000
新⑩ 学校給食費等の負担軽減に対する支援	学校給食を実施する県立学校において、物価高騰等に伴う保護者の負担軽減を図るため、給食費の増額分を支援 ○対象校 県立学校のうち給食等実施校(特別支援学校、定時制高校) ○実施手法 保護者等への補助	6,000
新⑪ 経済的に困窮する学生に対する生活支援	物価高騰等により経済的に困窮する学生を支援するため、大学等と連携し、食料品等を支給 ○補助対象 大学、短期大学、専修学校(専門課程) ○補助額 大学等が独自に実施する支援に必要な経費の1/2	36,000
⑫ ウクライナ避難民への生活支援	県内在住の親族・知人等を頼って本県に一時避難した方々が安心・安全に過ごすことができるよう、ふるさと寄附金を活用し、生活準備及び日常生活への支援を実施 ※(公財)兵庫県国際交流協会へ補助	50,000 (基金繰入金)
(a) ウクライナ避難民生活支援金	県内へのウクライナ避難民に対して生活に必要な支援金を支給 ○支援金 214万円/世帯 ・生活準備のための一時滞在支援 20万円/世帯 ・生活開始のための一時支給 50万円/世帯 ・生活費(食費含む) 144万円/世帯	45,000
(b) 避難民への日常生活支援	各種支援機関・市町等と連携を図り、避難民への日常生活支援(通訳含む)を実施 ※外国人支援団体等に支援コーディネーター業務を委託	3,000
(c) ひょうごウクライナ避難民支援サイトの開設等	日常生活や就労に関する、県・市町・企業等による公民連携の支援体制を構築 (R4.4.28～)	2,000
⑬ ふるさとひょうご寄附基金への積立	ひょうごウクライナ緊急支援プロジェクトに対する寄附金を積立	50,000 (寄附金収入)

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進		1,730,000
(1) 医療提供体制・検査体制の構築		1,727,000
① 自宅療養者等への対応		139,000
(a) 自宅療養者等相談支援センターの取組拡充	新型コロナによる自宅療養者への対応を迅速化するため、自宅療養者等相談支援センター(R4.1月設置)の取組内容を拡充 ○ 実施手法 民間事業者へ委託 ○ 実施内容 ・健康相談業務(24時間・最大50回線に対応) リーダー看護師を新たに配置(R4.4月下旬～) ・医療機関案内業務 (往診、発熱等診療・検査医療機関との調整) ・生活支援対応業務(配食等の調整) パルスオキシメーターの直接配送・回収の開始(4/27～) ・療養証明書の発行業務の実施(5/9～)	67,000
(b) 自宅療養者・待機者に対するフォローアップ体制の強化 ※市町独自実施への支援	県が実施している食料品等の配布に加えて市町が実施するきめ細やかな支援に要する経費を助成 ○ 事業主体 市町 ○ 対象期間 R4.4月～R4.9月末まで ○ 対象経費 ・個別のニーズに応じた食料品等配布経費 (粉ミルク、オムツ、高齢者向け食料品等の配布経費) ・県配布物到着に先駆けた迅速な食料品等配布経費	72,000
② 検査機能の充実		493,000
(a) ワクチン・検査パッケージ等の定着促進	経済再開に向けた飲食・イベント・旅行等における抗原定性検査等の無料検査期間を延長 ○ 検査体制 薬局、民間検査機関等において原則対面で実施 ○ 実施期間 [現行]～R4.3月末 [今回]～R4.6月末 ○ 対象者 原則、3回目接種未了の無症状者 ○ 検査方法 原則、抗原定性検査	54,000
(b) 高齢者施設等の従事者に対する検査の実施	高齢者施設等の従事者に対する検査実施期間を延長 ○ 実施期間 [現行]～R4.5月末 [今回]～R4.9月末 ○ 検査回数 [現行]月2回程度 [今回]月4回程度※ ○ 検査方法 [現行]PCR検査 [今回]抗原定性検査※ (検査キットの活用) ※オミクロン株の特性を踏まえた頻度の見直しと検査の迅速化 ○ 対象地域 県内全域(政令市・中核市除く)	438,000
新(c) 高齢者施設等におけるコロナ対策研修の実施	今後の感染再拡大に備え高齢者施設等の管理者や医療関係者等に対する研修会を実施 ○ 実施時期 R4.6月中旬～下旬 ○ 対象者 施設等の管理者及び配置医師、協力医療機関の医師等 ○ 研修内容 感染症発生時の初動対応・感染制御方法、事例紹介等 ※オンライン配信	1,000

(参考資料)兵庫県 令和4年度6月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額															
③ワクチン接種体制等の整備																	
新 (a) 大学・専門学校等へのワクチン団体接種促進事業	<p>学生が接種しやすい環境を整備するため、大学等が自治体と連携して実施する団体接種を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等 ○補助金額 1千円×学生の接種回数 (別途、同額が国から大学等に補助) ○対象経費 大学・会場間※の送迎費用、連絡・調整を担う職員の人件費等 ※自治体を実施している接種会場 	50,000															
(b) ワクチン大規模接種の推進(4回目)	<p>県独自の大規模接種会場において4回目のワクチン接種を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3回目接種</th> <th>4回目接種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>2回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方</td> <td>3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患を有する方等</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>R4.1.14~R4.8月</td> <td>R4.6月中旬~R4.8月</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>西宮、姫路</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>実施規模</td> <td>約2,000人/日</td> <td>約1,000人/日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	3回目接種	4回目接種	対象	2回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方	3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患を有する方等	期間	R4.1.14~R4.8月	R4.6月中旬~R4.8月	場所	西宮、姫路	同左	実施規模	約2,000人/日	約1,000人/日	464,000
区分	3回目接種	4回目接種															
対象	2回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方	3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患を有する方等															
期間	R4.1.14~R4.8月	R4.6月中旬~R4.8月															
場所	西宮、姫路	同左															
実施規模	約2,000人/日	約1,000人/日															
(c) ワクチン接種実施医療機関等への支援	<p>4回目接種を促進するため、市町が行う集団接種会場への時間外・休日の医療従事者の派遣費用や、一定以上の個別接種を行う医療機関を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援内容 (市町)以下の補助単価により医療従事者の派遣経費を支援 医師:7,550円/時間、看護師等:2,760円/時間 (医療機関)週100回以上の接種を4週間以上:2,000円/回を加算 週150回以上の接種を4週間以上:3,000円/回を加算 	581,000															
(2) 事業者の感染防止対策の強化																	
① タクシー事業者感染防止対策の支援	<p>タクシー事業者における一層の感染拡大防止対策を図るため、国庫補助事業と協調した支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 県内タクシー事業者 ○対象経費 高性能な空気清浄機等の導入経費 ○負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4 	3,000															
合 計		14,252,000															

※今回新たに実施する事業は「新」と表記

令和 4 年 6 月（定例）

第 358 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 1）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和4年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	1
2. 一 般 会 計 (第63号議案)	
ア 部局別予算提案額	2
イ 経費別予算提案額	3
ウ 歳入予算提案額	4
3. 部局別予算提案額の内訳	
ア 総 務	5
イ 財 務	6
ウ 危 機 管 理	7
エ 福 祉	8
オ 保 健 医 療	9
カ 産 業 労 働	10
キ 農 林 水 産	11
ク 環 境	12
ケ 土 木	13
コ 教 育 委 員 会	14

令和4年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区分		既定予算額	今回提案額	合計	前年同期比
一般会計	歳入	2,383,305,000	14,252,000	2,397,557,000	80.4
	歳出	2,383,305,000	14,252,000	2,397,557,000	80.4
	差引	0	0	0	—
特別会計	歳入	1,594,397,942	0	1,594,397,942	99.4
	歳出	1,594,397,942	0	1,594,397,942	99.4
	差引	0	0	0	—
計	歳入	3,977,702,942	14,252,000	3,991,954,942	87.0
	歳出	3,977,702,942	14,252,000	3,991,954,942	87.0
	差引	0	0	0	—
公営企業会計	歳入	254,529,107	0	254,529,107	97.9
	歳出	270,509,109	0	270,509,109	99.6
	差引	△ 15,980,002	0	△ 15,980,002	—
合計	歳入	4,232,232,049	14,252,000	4,246,484,049	87.6
	歳出	4,248,212,051	14,252,000	4,262,464,051	87.7
	差引	△ 15,980,002	0	△ 15,980,002	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	63,354,009	36,000	36,000	0	0	0	63,390,009	91.1
企 画	9,331,640	0	0	0	0	0	9,331,640	70.7
財 務	465,872,774	50,000	0	50,000	0	0	465,922,774	94.2
県 民 生 活	5,877,641	0	0	0	0	0	5,877,641	96.3
危 機 管 理	9,436,419	54,000	54,000	0	0	0	9,490,419	135.1
福 祉	361,154,600	1,096,000	1,094,500	0	0	1,500	362,250,600	99.0
保 健 医 療	126,866,227	1,337,000	1,226,100	110,900	0	0	128,203,227	117.9
産 業 労 働	652,577,453	9,793,000	9,743,000	50,000	0	0	662,370,453	55.2
農 林 水 産	81,444,769	1,417,000	1,417,000	0	0	0	82,861,769	95.2
環 境	4,737,298	5,000	5,000	0	0	0	4,742,298	49.8
土 木	125,471,095	458,000	458,000	0	0	0	125,929,095	91.7
まちづくり	15,461,601	0	0	0	0	0	15,461,601	93.7
教育委員会	321,079,176	6,000	6,000	0	0	0	321,085,176	98.7
警 察	136,631,067	0	0	0	0	0	136,631,067	98.2
行政委員会等	4,009,231	0	0	0	0	0	4,009,231	104.6
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,383,305,000	14,252,000	14,039,600	210,900	0	1,500	2,397,557,000	80.4

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,858,168,098	14,252,000	14,039,600	210,900	0	1,500	1,872,420,098	78.1
(1)人件費	452,062,402	0	0	0	0	0	452,062,402	98.3
職員給等	417,689,402	0	0	0	0	0	417,689,402	99.0
退職手当	34,373,000	0	0	0	0	0	34,373,000	90.5
(2)物件費	12,059,095	49,300	49,300	0	0	0	12,108,395	90.5
(3)その他	1,394,046,601	14,202,700	13,990,300	210,900	0	1,500	1,408,249,301	73.2
II 投資的経費	181,070,533	0	0	0	0	0	181,070,533	92.8
(1)普通建設事業費	170,835,759	0	0	0	0	0	170,835,759	92.3
(イ)補助事業	89,999,000	0	0	0	0	0	89,999,000	95.1
(ロ)単独事業	70,335,759	0	0	0	0	0	70,335,759	87.4
(ハ)国直轄負担金	10,501,000	0	0	0	0	0	10,501,000	104.9
(2)災害復旧事業費	10,234,774	0	0	0	0	0	10,234,774	101.4
(イ)補助事業	10,234,774	0	0	0	0	0	10,234,774	101.4
(ロ)単独事業	0	0	0	0	0	0	0	—
(ハ)国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	268,495,784	0	0	0	0	0	268,495,784	85.7
IV 繰出金	75,570,585	0	0	0	0	0	75,570,585	97.3
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,383,305,000	14,252,000	14,039,600	210,900	0	1,500	2,397,557,000	80.4

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	778,800,000	0	778,800,000	110.5
(1) 普 通 税	778,765,000	0	778,765,000	110.5
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	102.9
地 方 譲 与 税	99,378,000	0	99,378,000	154.3
(1) 特別法人事業譲与税	94,700,000	0	94,700,000	158.1
(2) 地方揮発油譲与税	3,494,000	0	3,494,000	99.9
(3) 石油ガス譲与税	110,000	0	110,000	105.8
(4) 自動車重量譲与税	644,000	0	644,000	161.4
(5) 森林環境譲与税	188,000	0	188,000	100.0
(6) 航空機燃料譲与税	242,000	0	242,000	75.9
地 方 特 例 交 付 金	3,266,000	0	3,266,000	96.3
地 方 交 付 税	341,000,000	1,500	341,001,500	104.6
(1) 普 通 交 付 税	336,600,000	0	336,600,000	105.0
(2) 特 別 交 付 税	4,400,000	1,500	4,401,500	85.4
臨 時 財 政 対 策 債	45,600,000	0	45,600,000	29.6
調 整 債	8,080,000	0	8,080,000	163.7
交通安全対策特別交付金	1,469,000	0	1,469,000	100.8
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一般財源)	1,277,594,000	1,500	1,277,595,500	101.5
分 担 金 及 び 負 担 金	4,596,397	0	4,596,397	90.3
使 用 料 及 び 手 数 料	20,720,003	0	20,720,003	98.3
国 庫 支 出 金	255,253,561	14,039,600	269,293,161	57.4
財 産 収 入	2,235,208	0	2,235,208	96.5
寄 附 金	194,045	50,000	244,045	77.8
繰 入 金	44,251,977	50,000	44,301,977	50.4
諸 収 入	680,656,409	110,900	680,767,309	67.0
県 債	97,803,400	0	97,803,400	79.3
合 計	2,383,305,000	14,252,000	2,397,557,000	80.4

3 部局別予算提案額の内訳

(財務部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
ふるさと ひょうご 寄附 積立金	179,484	50,000	0	50,000	0	0	ふるさとひょうご寄附基金積立金 50,000

(福 祉 部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	178,000	438,000	438,000	0	0	0	高齢者施設等従事者検査推進事業費 438,000
生 活 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	53,747	354,000	354,000	0	0	0	緊急生活福祉資金貸付事業費補助 354,000
地 域 福 祉 対 策 費	320,912	13,000	13,000	0	0	0	ヤングケアラー配食支援事業費 13,000
障 害 者 支 援 推 進 費	397,038	10,000	10,000	0	0	0	就労系障害福祉サービス生産活動活性化支援 事業費 10,000
介 護 保 険 事 業 推 進 費	81,687,157	1,000	1,000	0	0	0	高齢者施設等感染拡大防止対策研修事業費 1,000
母 子 父 子 福 祉 対 策 費	12,790,889	158,000	158,000	0	0	0	ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業費 158,000
生 活 保 護 法 等 施 行 事 務 費	157,098	122,000	120,500	0	0	1,500	1 子育て世帯生活支援特別給付金支給事務費 20,000 2 住居確保給付金給付事業費 6,000 3 生活困窮者自立支援金給付事業費 31,000 4 生活困窮者支援体制整備事業費 60,000 5 子ども食堂緊急支援事業費補助 5,000

(保健医療部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	69,894,816	1,234,000	1,123,100	110,900	0	0	1 自宅療養者等フォローアップ体制強化事業費 139,000 2 大学等団体接種促進事業費補助 50,000 3 ワクチン接種体制推進事業費 1,045,000
生活衛生指導費	29,741	103,000	103,000	0	0	0	1 生活衛生事業者燃油価格高騰対策一時支援金 100,000 2 生活衛生事業者相談支援事業費 3,000

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
海外協力推進費	487,343	50,000	0	50,000	0	0	ひょうごウクライナ避難民生活支援事業費補助 50,000
中小企業振興 対 策 費	65,194	9,632,000	9,632,000	0	0	0	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金 9,632,000
産業振興推進費	2,122,094	111,000	111,000	0	0	0	1 中小企業新事業展開応援事業費補助 106,000 2 中小企業サイバーセキュリティ対策PR 事業費 5,000

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
農 村 青 少 年 活 動 促 進 費	837,876	267,000	267,000	0	0	0	省エネ型農業転換支援事業費 267,000
主 要 農 作 物 生 産 ・ 供 給 対 策 費	32,333	48,000	48,000	0	0	0	1 施設園芸燃油価格高騰対策事業費 15,000 2 県産小麦産地生産性向上事業費 33,000
水田営農活性化 対 策 事 業 費	325,897	38,000	38,000	0	0	0	県産農産物拡大応援事業費 38,000
農 業 共 済 団 体 事 業 推 進 費	9,019	16,000	16,000	0	0	0	農業経営収入保険加入推進事業費 16,000
畜 産 環 境 飼 料 対 策 費	1,542	801,000	801,000	0	0	0	飼料価格高騰対策事業費 801,000
林産流通指導費	22,942,840	172,000	172,000	0	0	0	1 県産木材価格高騰対策事業費 69,000 2 木質バイオマス安定調達支援事業費 103,000
水 産 業 振 興 対 策 費	126,150	75,000	75,000	0	0	0	漁業資材価格高騰対策事業費 75,000

(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
運輸事業促進費	1,245,698	458,000	458,000	0	0	0	1 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行 支援事業費補助 105,000 2 タクシー事業者感染防止対策支援事業費補助 3,000 3 公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金 350,000

令和 4 年 6 月（定 例）

第358回兵庫県議会提出議案関係資料（その 2）

（条 例 等 関 係）

兵 庫 県

目 次

總 務 關 係	1
產 業 勞 働 關 係	4
農 政 環 境 關 係	5
建 設 關 係	6
警 察 關 係	14

総 務 関 係

第64号議案 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 子育てと仕事の両立を支援するため、会計年度任用職員その他の非常勤職員（以下「会計年度任用職員等」という。）の育児休業の取得要件を緩和する。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育休法」という。）の一部改正により、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が原則1回から原則2回とされることに伴い、規定の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 会計年度任用職員等の養育する子の出生後57日以内の育児休業は、当該子の出生後57日と6月を経過する日（現行：子の1歳6箇月到達日）までに、当該会計年度任用職員等の任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないときにすることができるものとする（第2条の2関係）。

現 行	改 正 案
子が1歳6箇月到達日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこと。	子の出生後57日と6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこと。

- (2) 会計年度任用職員等の養育する子の1歳到達日から1歳6箇月到達日までの育児休業

会計年度任用職員等は、当該会計年度任用職員等の配偶者が当該子の1歳到達日後に育休法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をする場合には、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日をその期間の初日とする育児休業をすることができるものとする（第2条の4関係）。

現 行	改 正 案
子が1歳到達日に育児休業をしている場合であって、1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得するときに限る。	夫婦交代で育児休業をする場合には、1歳到達日の翌日以外からの取得が可能。

(3) 会計年度任用職員等の養育する子の1歳6箇月到達日から2歳に達する日までの育児休業

会計年度任用職員等は、当該会計年度任用職員等の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日後に地方等育児休業をする場合には、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日をその期間の初日とする育児休業をすることができるものとする（第2条の5関係）。

現 行	改 正 案
子が1歳6箇月到達日に育児休業をしている場合であって、 <u>1歳6箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得するときに限る。</u>	<u>夫婦交代で育児休業をする場合には、1歳6箇月到達日の翌日以外からの取得が可能。</u>

(4) その他規定の整備を行う（第2条の4、第2条の5、改正前及び改正後の第3条、改正後の第4条及び第12条関係）。

3 施行期日

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日

第65号議案 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額のうち、自動車の借入れ及び燃料の供給に関する契約である場合の限度額を次のとおりとする（第4条関係）。

契約方式		現行	改正案
一般運送契約以外の契約	自動車の借入れ契約	15,800円/日	16,100円/日
	燃料の供給に関する契約	7,560円/日	7,700円/日

(2) 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおりとする（第9条関係）。

ビラの作成枚数	現行（1枚当たり）	改正案（1枚当たり）
50,000枚以下の場合	7.51円	7.73円
50,000枚超の場合 (n = ビラ作成枚数)	$\frac{375,500円 + 5.02円 \times (n - 50,000)}{n}$	$\frac{386,500円 + 5.18円 \times (n - 50,000)}{n}$

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおりとする（第13条関係）。

ポスター掲示場数	現行（1枚当たり）	改正案（1枚当たり）
500以下の場合 (n = ポスター掲示場数)	$\frac{525.06円 \times n + 310,500円}{n}$	$\frac{541.31円 \times n + 316,250円}{n}$
500超の場合 (n = ポスター掲示場数)	$\frac{27.50円 \times (n - 500) + 573,030円}{n}$	$\frac{28.35円 \times (n - 500) + 586,905円}{n}$

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

2(1)から(3)までは、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

産 業 労 働 関 係

第70号議案 兵庫県立但馬ドーム修繕工事請負契約の締結

兵庫県立但馬ドーム修繕工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立但馬ドーム修繕工事

2 契約金額

735,560,100円

3 契約の相手方

神戸市兵庫区和田崎町^{わださきちょう}1丁目1番1号

三菱重工機械システム株式会社

代表取締役 ^{いけだ なおあき}池田 直昭

4 工事の概要

(1) 施工場所

兵庫県立但馬ドーム（豊岡市日高町名色）

(2) 工事内容

金属壁・金属屋根等の施設躯体に係る修繕

(3) 工期

令和5年3月31日限り

5 契約の状況

(1) 契約の方法

随意契約

(2) 随意契約の理由

三菱重工機械システム株式会社は、平成10年9月に竣工した本施設の建築工事を請け負っており、開閉式屋根を備えるなど特殊な構造を持つ建築物である本施設の修繕工事を行うことが可能な者は、施行者である同者のみであること。

農 政 環 境 関 係

第66号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

家畜伝染病予防法に基づく豚熱予防注射について、家畜防疫員による注射に加えて知事が認定した獣医師（以下「知事認定獣医師」という。）による注射を実施することに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。

2 制定の概要

家畜伝染病予防法に関する手数料（別表第4関係）

知事認定獣医師による豚熱予防注射に係る手数料を新設し、その額を1頭につき70円とする。

3 施行期日

公布の日

第66号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅建築等計画の認定制度に加えて長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されることに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。

2 制定の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する手数料（別表第4関係）

- (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の名称を長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料に改める。

長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料を新設（増改築の場合と同額）

- (2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の名称を長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料に改める。

長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請に係る手数料を新設（増改築の場合と同額）

- (3) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年10月1日

第67号議案 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

1 制定の理由

- (1) 配偶者又は生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力（以下「配偶者等からの暴力」という。）を受けた被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅の入居に係る収入の要件の緩和の対象となる者の範囲を拡大する。
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正により、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者のほか、委託されている児童（児童福祉法の規定により里親である入居者又は同居者に委託されている児童をいう。以下同じ。）がある者についても特定優良賃貸住宅の入居の要件を満たすこととされたことを踏まえ、県営住宅において委託されている児童と同居することができるよう所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 配偶者等からの暴力を受けた者で、次に掲げる者の普通県営住宅の入居に係る収入の上限額を214,000円（現行：158,000円）とする（第7条関係）。
 - ア 母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている者
 - ウ 配偶者暴力相談支援センター、福祉に関する事務所その他知事が別に定める行政機関又は配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合は、これらの者が親族又は委託されている児童（現行：親族）であることを普通県営住宅の入居の要件とする（第7条関係）。
- (3) 次に掲げる者の普通県営住宅の入居に係る収入の上限額を214,000円とする（第7条関係）。
 - ア 配偶者のない者であり、かつ、同居者に扶養親族である20歳未満の子（委託されている児童を含む。）（現行：20歳未満の子）がある者
 - イ 同居者に扶養親族である18歳未満の子（委託されている児童を含む。）（現行：18歳未満の子）が3人以上ある者
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族又は委託されている児童（現行：親族）がある者であることを、特別賃貸県営住宅の入居の要件とする（第9条関係）。
- (5) その他規定の整備を行う（第2条、第14条及び第35条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年7月1日

(2) 経過措置

2に伴う必要な経過措置を定める。

第68号議案 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 住民基本台帳法において、知事は、住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(以下「省令」という。)に定める事務(以下「法定利用事務」という。)のほか、条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)について、本人確認情報を利用することができることされており、本県においては、本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例に独自利用事務を定めている。
- (2) このたび、省令の一部改正により、独自利用事務の一部が法定利用事務に追加されたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

独自利用事務から、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例による事務であって次に掲げるものを削除する(別表第2関係)。

- (1) 普通県営住宅(公営住宅法に規定する公営住宅に該当するものに限る。)及び改良県営住宅の家賃、敷金、共益費又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 特別賃貸県営住宅の家賃又は敷金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

3 施行期日

公布の日

第71号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部 工事請負契約の締結

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事

2 契約金額

537,790,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通3番

川田建設株式会社神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

4 工事の概要

(1) 施工場所

加古川市八幡町宗佐

(2) 工事内容

コンクリート橋

橋長 L=141.75m 幅員 W=7.0(12.65)m

(3) 工期

令和6年1月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

6者（ほか辞退等1者）

(3) 最低入札金額

537,790,000円

(4) 最高入札金額

578,600,000円

第72号議案 主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事請負契約の締結

主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事

2 契約金額

1,325,500,000円

3 契約の相手方

豊岡市 寿 町 11番35号

川嶋・中川特別共同企業体

(代表者)

株式会社川嶋建設

代表取締役社長 川嶋 実

(構成員)

株式会社中川工務店

代表取締役 中川 和久

4 工事の概要

(1) 施工場所

豊岡市城崎町楽々浦

(2) 工事内容

P 2 橋脚工 1 基 P 4 橋脚工 1 基

(3) 工期

令和 5 年 11 月 30 日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

3 者

(3) 最低入札金額

1,325,500,000円

(4) 最高入札金額

1,327,700,000円

諮問第1号 県営住宅入居許可処分に対する審査請求に関する諮問

兵庫県知事が行った県営住宅入居許可処分について審査請求があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第2項の規定に基づき、諮問する。

1 審査請求人

県営住宅名義人

2 処分庁

兵庫県知事

3 審査請求日

令和3年2月9日

4 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により行った入居許可処分の取消しを求める。

5 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、令和2年7月28日、指定管理者に対し入居申込書を提出することにより、処分庁に対し、県営住宅（以下「本件住宅」という。）の入居の申込みを行った。
- (2) 処分庁は、令和2年11月10日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、審査請求人を本件住宅の入居者として決定し、条例第17条第1項の規定に基づき、審査請求人に対し、県営住宅入居許可書を交付した。
- (3) 今回の入居許可処分は、共益費の徴収が含まれているが、経済上の理由で共益費の支払いは負担となっている等のため、共益費の徴収が含まれた入居許可処分は撤回すべきである。

6 審査請求に対する審査庁の見解

本件入居許可処分は、公営住宅法、条例及び兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき適切に行われており、次のとおり違法又は不当な点はないと考える。

- (1) 処分庁は、審査請求人からの本件住宅の入居の申込みに対し、審査請求人が入居者資格を有しているかどうかを適正に審査し、本件住宅の入居者資格を有することを確認したため、本件住宅の入居者として決定し、本件処分を行ったものであり、本件入居許可処分は適正かつ正当なものであって、取り消すべき理由はない。

(2) 事業主体の行為のうち、入居者の決定は、事業主体の長が、入居の申込みをした者のうち選考基準に従い選考された者が入居者資格を有することを確認し、入居者と決定することであって、行政処分である。

これに対し、共益費とは、公営住宅の入居者の共通の利益を図るために要する費用をいい、公営住宅の共用部分である廊下、階段等の照明灯やエレベータ稼働のための電気代などがある。共益費は、入居に付随するものではあるが、本件住宅では、これらの費用は入居者の負担とされ、入居者共通の便益の用に供するものとして、入居者を構成員とする自治会が入居者から徴収するものであって、共益費の決定は行政処分ではない。

したがって、共益費に関する審査請求人の主張は、行政処分である入居者の決定に関するものではなく、本件入居許可処分を取り消すべき理由とは認められない。

第69号議案 水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 県では、遊泳者その他の海域等利用者の安全を確保するため、水難事故等の防止に関する条例（以下「水難事故等防止条例」という。）によりプレジャーボートの操船に係る危険行為を禁止する等しているが、県下の海域において、水上オートバイによる海域等利用者に対する危険行為や酒気を帯びた状態で操船する水上オートバイによる死亡事故が発生するなど、依然としてスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故等により海域等利用者の安全が脅かされている。
- (2) (1)の現状に鑑み、海域等におけるスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故等を防止し、海域等利用者の安全の確保をより一層推進するため、プレジャーボートの操船に係る危険行為の規制の範囲を拡大し、当該行為に対する罰則を強化するとともに、酒気を帯びた状態で推進機関を用いて推進させる方法によりプレジャーボートを操船する行為を禁止し、当該行為に対する罰則を設ける等の所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 定義（第2条関係）

- ア 動力船とは、推進機関を有するプレジャーボートをいうものとする。
- イ 動力船の操船とは、推進機関を用いて推進させる方法により動力船を操船することをいうものとする。

(2) プレジャーボート操船者は、海域等利用者の付近においてみだりにプレジャーボートを疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、海域等利用者に対して危険を覚えさせるような行為をしてはならないものとする（第15条関係）

(3) 酒気帯び操船等の禁止（改正後の第16条関係）

- ア 何人も、海域等において、酒気を帯びた状態で動力船の操船をしてはならないものとする。
- イ 何人も、アのほか、海域等において、薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をしてはならないものとする。
- ウ 何人も、ア及びイのほか、海域等において、アルコールの影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態でプレジャーボートの操船をしてはならないものとする。

(4) 危険防止の措置（改正後の第17条関係）

- ア 警察官は、動力船に乗船し、又は乗船しようとしている者が、(3)アに違反して動力船の操船をするおそれがあると認められるときは、その者が身体に保有しているアルコールの程度

について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができるものとする。

イ 警察官は、プレジャーボート操船者が(3)に違反してプレジャーボートの操船をするおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまでプレジャーボートの操船をしてはならない旨を指示する等、海域等における危険を防止するため必要な応急の措置を講ずることができるものとする。

(5) 罰則（改正後の第25条並びに第26条、第28条及び第29条関係）

ア 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする（改正後の第25条関係）。

(ア) (2)に違反した者（動力船の操船により(2)の行為をした者に限る。）

(イ) (3)アに違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合においてアルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態にあったもの

(ウ) (3)イに違反した者（薬物の影響により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をした者に限る。）

イ (3)アに違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するものとする。

ウ (2)に違反した者（ア(ア)に該当する者を除く。）は、50万円以下の罰金に処するものとする。

エ (4)アの警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、20万円以下の罰金に処するものとする。

(6) 海域等レジャー事業者が海域等レジャー事業を行う場所の見やすい箇所に掲示し、プレジャーボート利用者に遵守するよう指導しなければならない事項に、(3)を追加する（第13条関係）。

(7) プレジャーボート提供事業者がプレジャーボートを利用させてはならない場合に、動力船を操船しようとする者が酒気を帯びた状態にあると認められる場合を追加する（第13条関係）。

(8) 水難事故等発生時の通報等

ア 海水浴場開設者は、当該海水浴場において水難事故等が発生したことを知ったときは、直ちに警察官又は海上保安官（以下「警察官等」という。）に通報しなければならないものとする（第6条関係）。

イ 海域等レジャー事業者は、プレジャーボート利用者に対し、水難事故等を起こしたときは、警察官等（当該水難事故等が海域及び海浜以外の海域等におけるものである場合は、警察官。ウ及びエにおいて同じ。）に通報するよう指導しなければならないものとする（第13条関係）。

ウ 海域等レジャー事業者等は、プレジャーボートに係る水難事故等が発生したことを知ったときは、直ちに警察官等に通報しなければならないものとする（第13条関係）。

エ プレジャーボート操船者は、プレジャーボートに係る水難事故等を起こしたときは、速やかに警察官等に通報しなければならないものとする（第14条関係）。

- (9) 水難事故等の防止に関し、水難事故等防止条例の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している公安委員会規則で定める市町の区域における水難事故等防止条例の規定の適用については、公安委員会規則で定めるものとする（改正後の第22条関係）。
- (10) その他規定の整備を行う（第8条、第9条及び第14条、改正後の第18条から第21条まで、第23条及び第24条並びに第27条、第30条及び第31条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年7月1日

(2) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正

ア 2(2)に伴い、何人も、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟又はヨットをみだりに疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対して危険を覚えさせるような行為をしてはならない旨の規定を削除する（第8条関係）。

イ アに伴う規定の整備を行う（第19条及び第20条関係）。

(3) 罰則に関する経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 5 8 回 定 例 会)

月 日 区 分		順 序		1	2	3	4	5
		1	2	3	4	5		
第 1 日 6 月 6 日 (月)	代 表 質 問	(自 民 党)	(自 民 兵 庫)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)			
第 2 日 6 月 7 日 (火)	一 般 質 問	(自 民 党)	(自 民 兵 庫)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)	(共 産 党)		

※ 一般質問については試案

議会運営委員会委員等会派別推薦者名簿

令和4年5月25日

会 派 名	委 員 数	議 員 氏 名
自由民主党	(人) 5	吉 岡 た け し 谷 口 俊 介 藤 本 百 男 北 口 寛 人 伊 藤 傑
自 民 党 兵 庫	3	石 井 秀 武 山 口 晋 平 内 藤 兵 衛
ひ ょ う ご 県 民 連 合	2	黒 田 一 美 上 野 英 一
公 明 党 ・ 県 民 会 議	2	島 山 清 史 伊 藤 勝 正

計 12 人

委員外議員

維 新 の 会	(人) 1	高 橋 みつひろ
日 本 共 産 党	1	ね り き 恵 子

常任委員会委員会派別名簿 (予定)

(令和4年6月)

区分	総務 (13)	健康福祉 (13)	産業労働 (12)	農政環境 (12)	建設 (12)	文教 (12)	警察 (12)
自由民主党	◎福島 茂利 松井 重樹 藤田 孝夫 山本 敏信 藤原 昭一	大谷 かみおけ 北口 寛人 伊藤 傑 原 吉三	○富山 恵二 大豊 康臣 関口 正人 村岡 真夕子	◎門間 雄司 春名 哲夫 浜田 知昭 谷口 俊介 黒川 治	○長瀬 たけし 藤本 百男 北川 泰寿 永田 秀一	原 テツアキ かわべ 宣宏 長岡 壯壽 岡 つよし	○松本 裕一 吉岡 たけし 水田 裕一郎 大前 はるよ 小西 隆紀
自民党兵庫	石井 秀武 北浜 みどり	◎戸井田 ゆうけ 山口 晋平	北野 実 内藤 兵衛	中野 郁吾 ○風早 ひさお	◎奥谷 謙一 中田 慎也	○橘 秀太郎 松本 隆弘	五島 壮一郎 石川 憲幸
ひょうご 県民連合	○北上 あきひと 石井 健一郎	竹内 英明 上野 英一	栗山 雅史 黒田 一美	中田 英一 迎山 志保	相崎 佐和子 向山 好一	◎前田 ともき 小池 ひろのり	木戸 さかかず
公明党・ 県民会議	伊藤 勝正 松田 一成	○小泉 弘喜 しの木 和良	◎越田 浩矢 岸本 かずお	坪井 謙治	あしだ 賀津美	天野 文夫 竹尾 ともえ	谷井 いさお ◎島山 清史
維新の会	高橋 みひろ	門 隆志	徳安 淳子		岸口 みのる	齊藤 真大	
日本共産党	庄本 えつこ	きだ 結	いそみ 恵子		入江 次郎	ねりき 恵子	
無所属		丸尾 牧					中島 かおり

(注1) ◎委員長 ○副委員長

(注2) 建設、警察常任委員会は欠員1名、農政環境常任委員会は欠員2名

議 席 表

		64	65	66	67	68
		ねりき 恵子	高橋 みつひろ	向山 好一	黒田 一美	上野 英一
	63	62	61	60	59	58
	いそみ 恵子	丸尾 牧	齊藤 真大	石井 健一郎	小池 ひろのり	北上 あきひと
		27	28	29	30	31
		きだ 結	徳安 淳子	迎山 志保	栗山 雅史	竹内 英明
			26	25	24	23
			庄本 えつこ	岸口 みのる	中田 英一	前田 ともき
				4	3	5
				木戸 さだかず	門 隆志	相崎 佐和子
	1	2				
	入江 次郎	中島 かおり				

69	70	71	72	73	74	75
伊藤 勝正	岸本 かずなお	松田 一成	村岡 真夕子	北口 寛人	岡 つよし	伊藤 傑

57	56	55	54	53	52	51
竹尾 ともえ	島山 清史	越田 浩矢	北川 泰寿	長岡 壯壽	黒川 治	かわべ 宣宏

32	33	34	35	36	37	38
谷井 いさお	あしだ 賀津美	しの木 和良	水田 裕一郎	春名 哲夫	浜田 知昭	大前 はるよ

22	21	20	19	18	17	16
小泉 弘喜	天野 文夫	坪井 謙治	門間 雄司	吉岡 たけし	関口 正人	大豊 康臣

演壇

演壇

議長 局長

76	77	78	79	80	81	82
山本 敏信	藤原 昭一	永田 秀一	原 吉三	山口 晋平	内藤 兵衛	石川 憲幸
50	49	48	47	46	45	
藤本 百男	谷口 俊介	原 テツアキ	藤田 孝夫	五島 壮一郎	風早 ひさお	
39	40	41	42	43	44	
小西 隆紀	大谷 かんすけ	北野 実	松本 隆弘	石井 秀武	北浜 みどり	
15	14	13	12	11		
松井 重樹	福島 茂利	中田 慎也	中野 郁吾	奥谷 謙一		
6	7	8	9	10		
松本 裕一	長瀬 たけし	富山 恵二	戸井田 ゆうすけ	橘 秀太郎		

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について（案）

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者（議員、当局）への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 議 場	○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施 ○前面にアクリル板を設置した場所（議長席、演壇、質問者席）ではマスクを外しての発言を可とする ○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き ○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 ※ 一議員の質問時間（当局答弁）の途中には行わない。
4. 議 席	○通常どおり（議席間のアクリル板設置）
5. 質疑、質問	○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする 〔代表質問〕 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない 〔一般質問〕 質問者変更を認めず、取り止め
6. 討論・表決	○通常どおり
7. 傍 聴	○ 3密を避けるため定員の約1/2（100席程度）に制限 <u>但し、</u> 車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置し、 <u>通常の4席を確保</u> ○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
8. ネット中継・手話通訳	○通常どおり

2 常任委員会等

	対 応
1. 議員の出席	○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者（委員、当局）への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言（議事進行）を可とする

	<ul style="list-style-type: none"> ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間及び自席で立って発言する際の知事の前面にアクリル板を設置。 ○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席とするなど対人距離の確保に配慮
4. 傍 聴	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とし、5名を超える場合は、団体での傍聴については、その団体の代表者のみとすることを願います。 ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
5. 議案付託	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする <li style="padding-left: 20px;">[委員会付託前] 付託を省略 <li style="padding-left: 20px;">[委員会付託後] 本会議で付託を撤回

3 予算・決算特別委員会

	対 応
1. 議員の出席	<ul style="list-style-type: none"> ○「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針について」に記載の「1 議員の健康確保」(3)～(5)に基づく対応を徹底。
2. 出席者への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
3. 会場設営	<ul style="list-style-type: none"> ○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○2人掛けの委員席間（机上）にアクリル板を設置 ○委員長席、質問者席の前面にアクリル板を設置 ○答弁者席の前面 並びに総括審査の際、自席で立って答弁する知事の前面にアクリル板を設置 ※前面にアクリル板がある場合はマスクを外しての発言を可とする ○特別委員会設置日の会場を特別会議室から大会議室に変更 ○質問者席に「ペットボトル、紙コップ」「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き
4. 傍 聴	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎入館時の体温測定、マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とする ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
5. 議案付託	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、またはそのおそれがある場合は、本会議を開会し、委員の差し替え（委員の辞任及び補充選任）を行う。

4 感染予防対策の徹底

(1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

(2) 会派控室における対応

① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底

② 3密を回避する取組の徹底

(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議

(令和2年 3月 16日) (令和2年 4月 8日) (令和2年 5月 7日)

(令和2年 5月 22日) (令和2年 5月 29日) (令和2年 6月 17日)

(令和2年 6月 19日) (令和2年 7月 14日) (令和2年 8月 7日)

(令和2年 9月 16日) (令和2年 11月 19日) (令和3年 1月 8日)

(令和3年 1月 13日) (令和3年 2月 5日) (令和3年 5月 28日)

(令和3年 9月 10日) (令和3年 11月 24日) (令和4年 2月 9日)